



The  
Building  
Center  
of  
Japan

BR住-509-01  
平成26年12月24日制定

# 中低層免震制振建築物 性能評価申請要領



一般財団法人日本建築センター  
The Building Center of Japan

---

評定部 住宅課

## 目 次

1. 申請の対象	.....	1
2. 性能評価基準	.....	1
3. 申請に必要な図書等	.....	1
4. 事前打合せから性能評価書発行までの 標準的な事務手続きフロー	.....	2
5. 留意事項	.....	4

## 1. 申請の対象

### 1. 1 性能評価の対象

本申請要領は、中低層免震制振構造審査委員会で審査する次の条件の建築物を対象としています。ただし、特殊な制振装置等を採用したもの、特殊な材料又は構造方法を採用したもの、免震建築物の耐風設計指針（JSSI）による免震層の風応答状態ランクがCとなるもの、原子力発電所重要棟などの特殊な機能が要求されるもの等を除きます。また、特定天井に該当する天井がある場合は、事務局にご相談ください。

- ①建築基準法第20条第一号（第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ）の認定を受けるための性能評価（時刻歴応答計算により設計しているもの）を目的としていること
- ②60m以下の建築物であること

### 1. 2 審査委員会

中低層免震制振構造審査委員会で審査します。

## 2. 性能評価基準

本性能評価の審査は、「時刻歴応答解析建築物性能評価業務方法書」に基づき行います。

## 3. 申請に必要な図書等

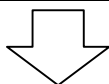
性能評価用提出図書（以下「提出図書」という。）の内容については、「中低層免震制振建築物の性能評価 申請図書作成要領」（以下「図書作成要領」という。）を参照してください。

## 4. 事前相談から性能評価書発行までの標準的な事務手続きフロー

### I. 事前相談

#### 1. 事前相談

- (1) 事前相談から性能評価書発行までの手順、審査スケジュール、提出図書及び部数、その他不明な点について、評定部担当職員（以下「担当職員」という。）と事前に打合せを行ってください。
- (2) 提出図書の作成及び提出部数等については、図書作成要領をご覧ください。
- (3) 申請の際には、本申請要領の他に次の文書類をご確認ください。
  - ① 性能評価業務規程（BR-01）
  - ② 性能評価業務約款（BR-505）
  - ③ 手数料一覧表（BR-510）
  - ④ 時刻歴応答解析建築物性能評価業務方法書（BR 構-02）



### II. 受付

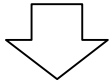
#### 1. 受付

- (1) 性能評価申請書、提出図書が整ったら担当職員まで提出してください。
  - ① 性能評価申請書（BF01-01）……………1部
  - ② 提出図書（構造計算書を含む）……………1部
- (2) 担当職員は、性能評価申請書及び提出図書について、次の事項の確認を行い、不備がないと判断したときは受付をし、申請者に受付印を押印した写しをお渡しします。
  - ① 申請案件が、本申請要領の申請の対象に該当するものであること。
  - ② 性能評価申請書に必要事項がすべて記載されており、申請内容が明らかであること。
  - ③ 図書作成要領において要求している提出図書がすべて整っており、記載事項に漏れがないこと。
- (3) 担当職員による申請受付後、部会を設定します。
- (4) 提出図書に不備等を認めたときは、該当箇所を訂正した後、再び(2)の確認を行います。
- (5) 提出図書の不備等について訂正の余地がないと判断したときは、提出図書等を返却します。
- (6) 技術的な判断を必要とするため、担当職員では(2)の確認をすることができない場合は、常勤評価員等に諮ることもあります。

## 2. 手数料の請求

申請の受理後、手数料の請求書を発行しますので、当財団が指定する支払期日までにお支払いください。

手数料が支払期日までに振込まれない場合は、契約が解除される場合がございますので、あらかじめご了承ください。



### Ⅲ.書類審査

#### 1. 部会による書類審査

(1) 部会では、2名以上の評価員により審査します。

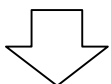
(2) 第1回目の部会当日に、提出図書4部を提出してください。事前に担当職員に連絡している場合は、郵送による提出とすることもできます。

(3) 第2回目以降の部会当日は、前回部会の指摘事項回答書及び指摘に伴う追加資料各4部を提出してください。なお、担当評価員が4名以上の場合は、その分の追加資料をお願いすることがあります。

(4) 申請者は、提出図書に基づき詳細な内容説明を行ってください。部会は、問題点がすべて解決されるまで行います。

#### 2. 最終部会等

部会等で、提出図書（構造計算書を含む。）のすべての内容について了承された場合、審査は終了となります。



### Ⅳ.性能評価書の発行

#### 1. 大臣認定用提出図書

提出図書（構造計算書を含む。）の内容がすべて了承された場合、最終部会での指摘（通信審査によるものを含む。）等を反映させた大臣認定用提出図書2部を担当職員へ提出してください。内容を確認し、必要に応じて修正をしたうえで、当該資料をもとに、性能評価書及び大臣認定申請用図書を作成します。

#### 2. 最終版図書

1. の「大臣認定用提出図書」のうち1部を法令その他で定める「性能評価用提出図書」として保管するため、原則として、あらためて最終版図書を提出する必要はありません。施主要望等により、当財団の確認印を押印した最終版図書を希望する場合は、1. の図書に加え、大臣認定用提出図書と同じ内容の「最終版図書」を提出してください。事務局で内容を確認した後、確認印を押印し返却します。部数等詳細については、図書作成要領を参照してください。

## 5.留意事項

### 5. 1 審査期間における留意事項

- (1) 原則として、審査期間は受付を承諾した日から6ヶ月間です。6ヶ月を過ぎると、審査打ち切りとなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 正当な理由により審査期間の延長を希望する場合は、延長理由を記載した「業務期日延期依頼書 (BF50-07)」を提出してください。理由が正当であると認められた場合は、「業務期日延期承諾書」を交付し、審査期間を延長します。
- (3) 審査は、技術指導を行うものではありません。申請者側の対応等により、審査期間内（受付を承諾した日より6ヶ月間）に審査が終了しない場合は、性能評価をしない旨の通知書 (BF01-05) を発行し、審査を打ち切る場合があります。なお、この場合、手数料は返還されませんので、あらかじめご了承ください。

### 5. 2 申請の取り下げ

- (1) 申請者の都合により、審査期間中に申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届 (BF02-06) を担当職員に提出してください。この場合、手数料は返還されませんので、あらかじめご了承ください。